

普通預金を対象とした「未利用口座管理手数料」の新設について

当行は、2020年10月1日（木）以降に開設される普通預金口座を対象に、「未利用口座管理手数料」を新設しますので、お知らせいたします。

本件は、口座の恒常的な利用をお願いするとともに、長期間利用されていない口座が不正利用されることによるお客さまの被害を防止することを目的としております。また、口座管理に係る最低限のコストをご負担いただくことにより、お客さまへのサービスの維持・向上に一層取り組んでまいります。

本手数料の新設に伴う預金規定の改定については、別途お知らせいたします。

お客さまには何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

適用対象	2020年10月1日（木）以降に開設された全ての普通預金口座
未利用口座となる 口座	最後のお預入れ（当該普通預金のお利息入金を除きます）または払い戻し（本手数料の引落としを除きます）から2年以上、お預入れまたは払い戻しが ない口座が本手数料の対象となります。 ただし、次の口座は対象とはなりません。 ・預金残高が10,000円以上ある場合 ・当該口座を特約口座とするお預かり金融資産（定期預金、積立定期預金、投資信託等）が1円以上ある場合 ・当該口座を返済用口座とするお借入がある場合 等
未利用口座に対する 取り扱い	(1)未利用口座となった場合、お客さまの届出住所宛に「ご案内」を発送します。 (2)「ご案内」の発送後、一定期間（約3ヵ月）を経過しても、お取引が無い場合、当該口座から本手数料を引落とします。 (3)残高不足により本手数料の引落としができなかった場合、残高全額を引落とし、当該口座を自動的に解約させていただきます。ただし、次の口座は自動解約の対象とはなりません。 ・カードローンの返済口座 ・当行発行のクレジットカード、デビットカードの引き落とし口座 ・投資信託の取引口座
口座管理手数料	年間1,320円（税込）

以上